

安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

(施策番号Ⅱ-2-1)

添付資料

# 水道事業ビジョンの推進

## ■厚生労働省が示す水道のビジョン

新水道ビジョン策定  
(平成25年3月)

強靱

安全

持続

挑戦

連携

役割分担の  
明示

- ✓ 都道府県水道ビジョンの策定
- ✓ 水道事業ビジョンの策定

重点的な実  
現方策  
(例)

- ✓ 広域化・官民連携による基盤強化
- ✓ 水道施設のレベルアップ
- ✓ アセットマネジメントの徹底

地域水道ビジョンによる各種施策の積極的な推進

## ■水道事業ビジョン：水道事業者等が作成すべきビジョン

水道事業ビジョン作成の手引き

(平成26年3月19日付け健水発0319第4号)

- 長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業の計画立案の必要性、給水区域の住民に対し、事業の安定性や持続性を示していく責任
- 必要と考えられる**経営上**の事業計画について、**水道事業のマスタープラン**として策定、公表するもの

水道事業ビジョンの内容（作成の手引きより）

### ○水道事業ビジョンの記載事項

- 1 水道事業の現状評価・課題
- 2 将来の事業環境
- 3 地域の水道の理想像と目標設定
- 4 推進する実現方策
- 5 検討の進め方とフォローアップ

### ○目標設定

- 長期的には、50年～100年先を視野に理想像を設定
- 短期的には、策定後10年程度の具体的な目標を設定
- アセットマネジメント、水安全計画及び耐震化計画の3つに取り組み、課題解決に必要な目標を設定。

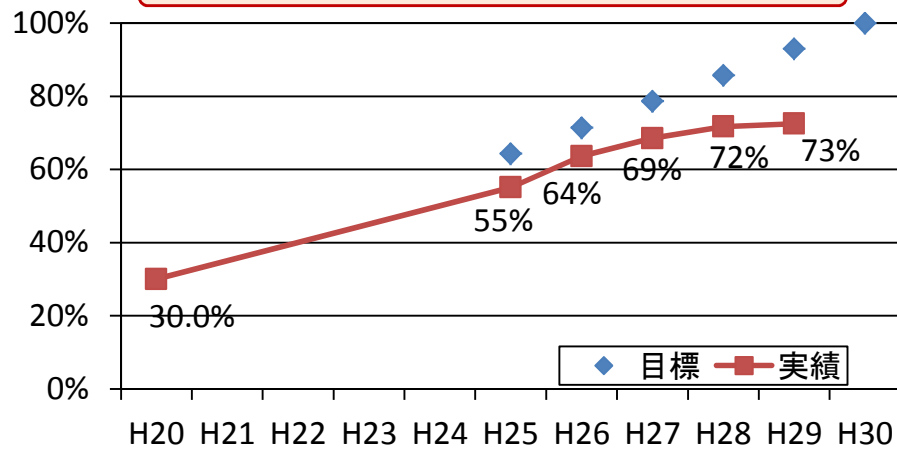
### ○作成の留意事項

- ビジョンの作成が目的ではなく、課題解決の取組を推進するためのマスタープランとして、実効性のある内容（実現方策）を盛り込む。
- 都道府県水道ビジョンにおける実現方策と整合しつつ、必要に応じて事業者間で連携して作成。

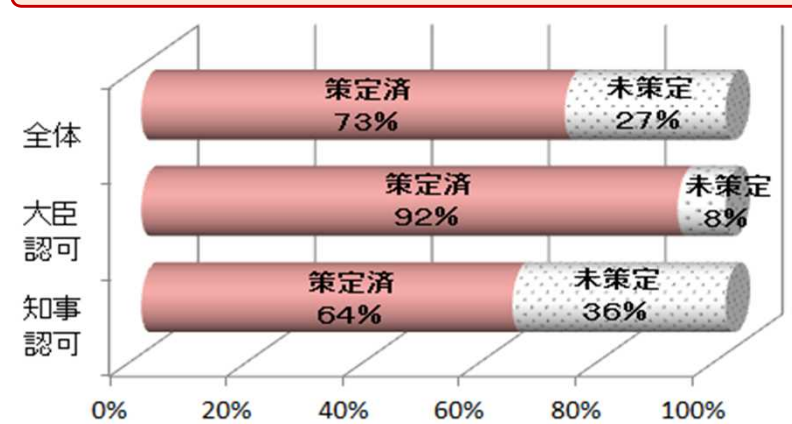
# 水道事業ビジョンの策定状況

- 水道事業ビジョン策定率は平成29年度末で73%となっており、毎年着実に策定率が伸びているものの、目標値を下回っている。
- 規模別に見ると、給水人口5万人未満の水道事業における策定率が低調となっており、中小規模の水道事業者のビジョン策定を推進する必要がある。

水道事業ビジョン策定率の推移

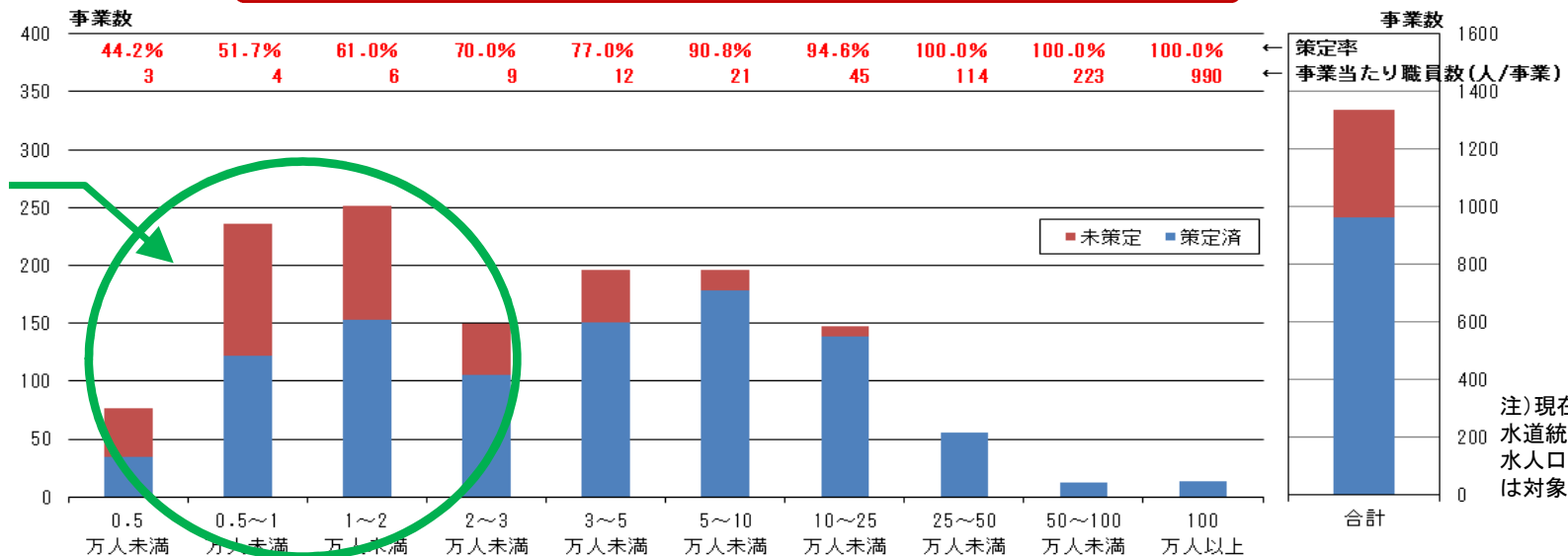


平成29年度末策定状況（上水道事業）



注) 平成29年度末時点で、水道課が確認したビジョン数を基に割合を算出。

上水道事業の規模（現在給水人口）別の策定状況



職員数が少なく、  
ビジョン作成への  
取り組みが低調

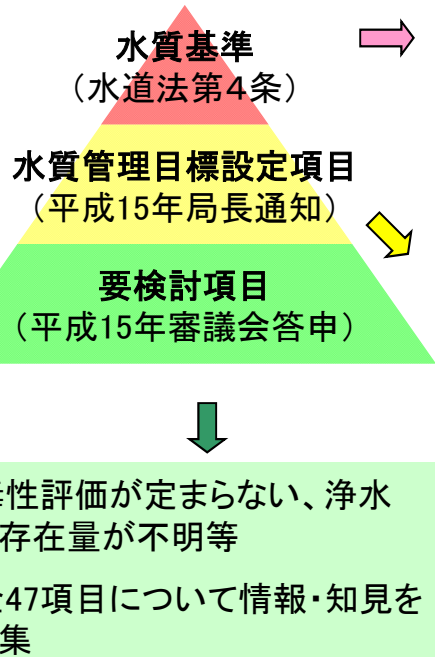
注) 現在給水人口は平成27年度水道統計等による。また、現在給水人口が不明な事業体については対象としない。

# 水道水質基準について

## 水道水質基準について

- 健康関連31項目＋生活上支障関連20項目を省令で規定。
- 最新の科学的知見により常に見直しを実施(逐次改正方式)。
- 水道事業者等に遵守義務・検査義務あり。

## 水道水質基準制度



- ・具体的基準を省令で規定
- ・重金属、化学物質については浄水から評価値の10%値を超えて検出されるもの等を選定
- ・健康関連31項目＋生活上支障関連20項目
- ・水道事業者等に遵守義務・検査義務有り
- ・水質基準に係る検査等に準じた検査を要請
- ・評価値が暫定であったり検出レベルは高くないものの水道水質管理上注意喚起すべき項目
- ・健康関連13項目＋生活上支障関連13項目

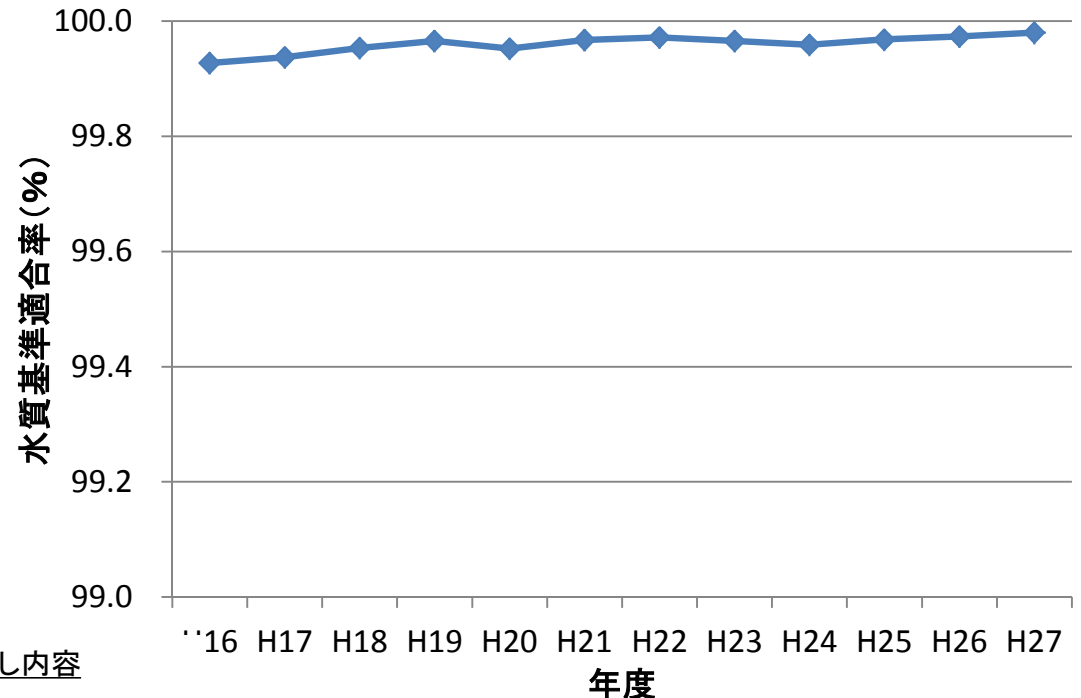
### 水質基準(水道法第4条)の近年の見直し内容

- H26年: 近年の検出状況をふまえ、「亜硝酸態窒素」を水質基準に追加。
- H27年: 毒性評価の見直しをふまえ、「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」に係る水質基準を強化。

最新の知見により常に見直し  
(逐次改正方式)

## 水道水質基準適合率

水質基準が最新の科学的知見に基づき逐次改正されている中で、高い水質基準適合率(H27年度:99.98%)を維持しており、安全で良質な水道水の供給がなされている。

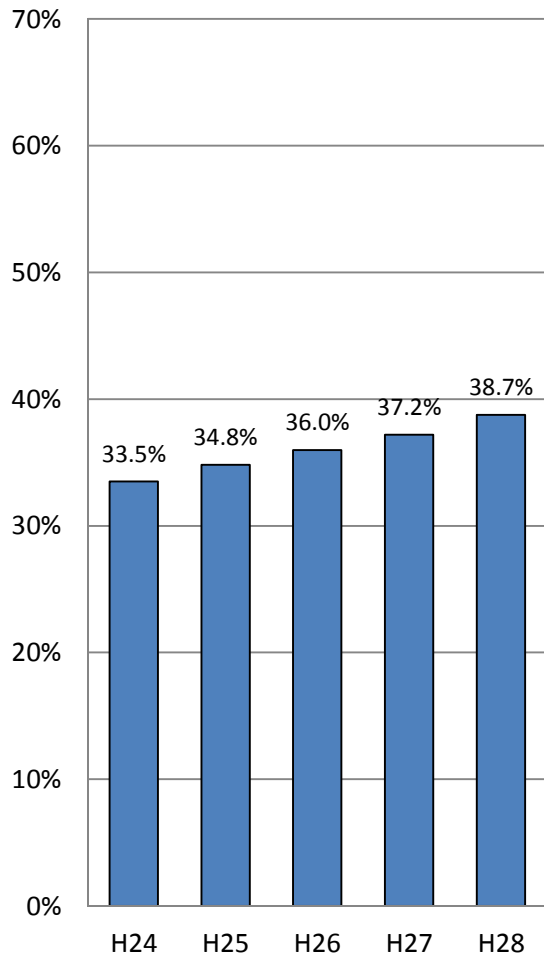


# 水道基幹管路の耐震適合率（平成28年度末）

水道管路は、高度経済成長期に多くの延長が布設されているが、これらの多くは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある基幹管路の割合は38.7%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。

※基幹管路の耐震適合率(KPI)：50%[H34](国土強靱化アクションプラン2018(平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定)より)

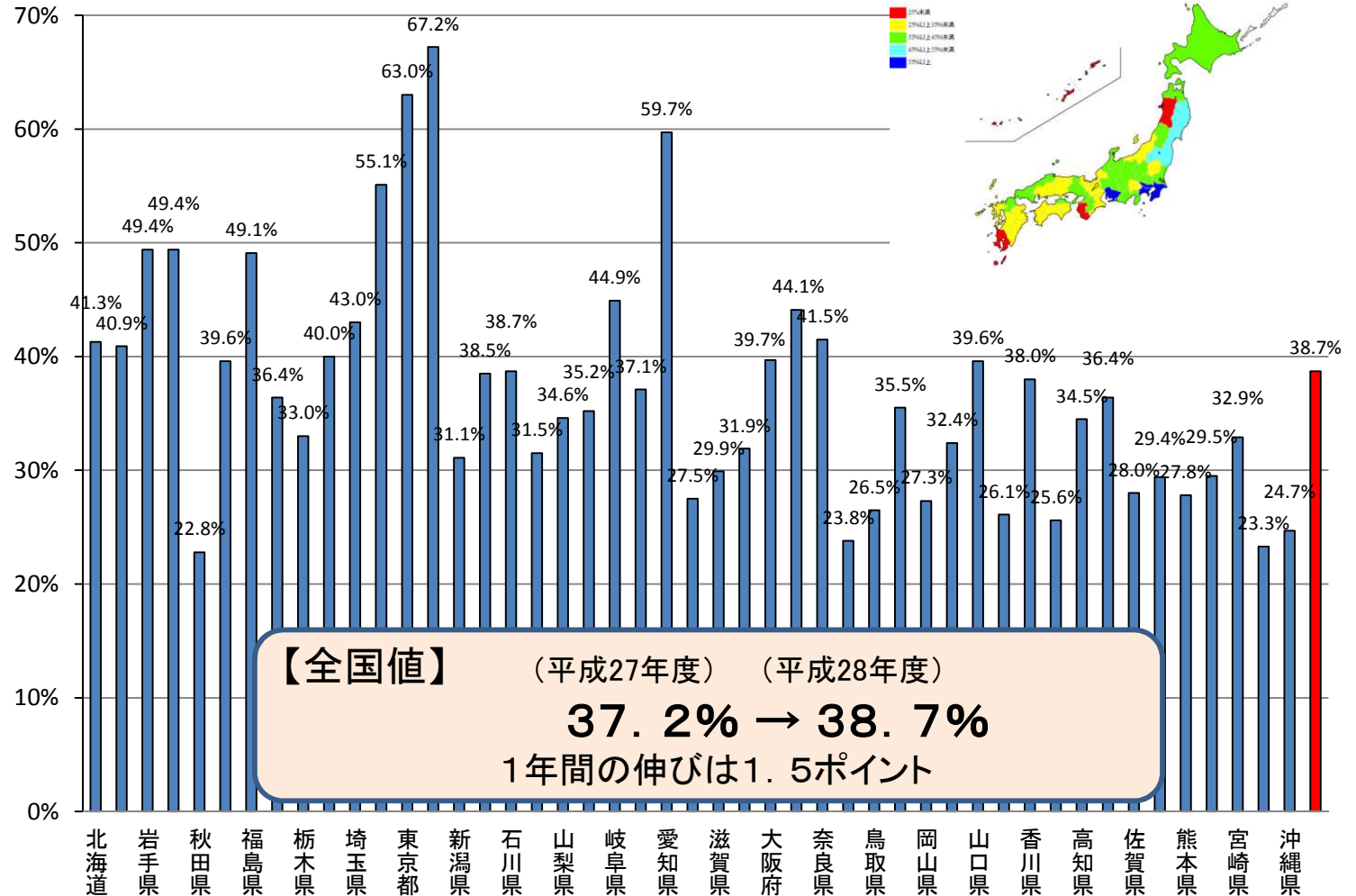
## ■ 管路の耐震適合率の推移



## ■ 都道府県別

耐震適合率:耐震適合性をもつ管の割合

耐震管(地震の際に継ぎ目の接合部分が離脱しない)+地盤の性状をを勘案すれば耐震性があると評価できる管



【全国値】 (平成27年度) (平成28年度)  
**37.2% → 38.7%**  
 1年間の伸びは1.5ポイント

(出典)厚生労働省水道課調べ

# 広域連携（発展的な広域化）の推進

- 水道事業は主に市町村が経営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		<ul style="list-style-type: none"> <li>経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている。)</li> </ul>	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町(直島町を除く)の水道事業を統合(H30.4~))
経営の一体化		<ul style="list-style-type: none"> <li>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる。)</li> </ul>	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が、四條畷市・太子町・千早赤阪村の水道事業を経営(H29.4~))
業務の共同化	管理の一体化	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質検査や施設管理等、維持管理の共同実施・共同委託</li> <li>総務系事務の共同実施、共同委託</li> </ul>	神奈川県内5水道事業者(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団)の水源水質検査等の業務を「広域水質管理センター」に一元化(H27.4~)
	施設の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設(取水場、浄水場、水質試験センターなど)の共同設置・共用</li> <li>緊急時連絡管の接続</li> </ul>	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設(H24.4.1から供用開始)
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等</li> </ul>	多数

➤ 現在、東京都と香川県を除く(※)全ての道府県内部で広域連携に関する検討を始めており、そのうち39道府県では関係水道事業者等が参画する協議会等の組織が設置され、多様な形態の連携について検討が進められている。

※ 東京都は都がほぼ一元的に水道事業を実施している。香川県は香川県広域水道企業団がほぼ県全域の水道事業を実施している。



# 水道法の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。）